

平成 18 年 12 月 17 日 制定

日本地域学会学会賞学位論文賞規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則第 4 条第五号の規定および本学会学会賞に関する規程（以下、学会賞規程）第 2 条の規定に基づき、本学会学会賞学位論文賞(以下、学位論文賞)の授賞について定める。

(種類)

第 2 条 学位論文賞は、次の各号によって構成される。

- 一 修士論文賞
- 二 博士論文賞

(対象)

第 3 条 修士論文賞は、本学会の会員(以下、会員)である修士課程修了者がその修了要件として提出した修士論文が表彰に値すると判断される場合に授賞する。

2. 博士論文賞は、会員である博士課程修了者がその修了要件として提出した博士論文が表彰に値すると判断される場合に授賞する。

3. 年齢による授賞制限は設けない。

(対象論文)

第 4 条 前条の修士論文または博士論文(以下、学位論文)は、表彰の時点において修了後 3 年以内のものでなければならない。

2. 当該学位論文に関連して、学位論文受賞候補者は本学会大会規程第 3 条第一号に規定する学術セッションで学術論文の発表を行っているか、または既に当該学位論文に関連する論文等が本学会機関誌『地域学研究』あるいはこれに準ずる専門誌に掲載または掲載可として受理されていることが必要である。

(授賞手続き)

第 5 条 学位論文賞候補者の公募、推薦、選考、受賞者の決定および表彰などについては、この規程で定めるほか、学会賞規程に従う。

(推薦、関連著作権等)

第 6 条 学位論文賞候補者の特定は、当該学位論文の研究指導教員または当該学位論文審査委員会主査等の当該学位論文の研究指導を主として行った者またはその審査会等での責任者の推薦によって行う。

2. 本学会は、当該公募書類の推薦者を明記する欄あるいはこれに準ずる欄に、署名、捺印がなされている者宛に、その推薦の真意を確認する場合がある。

3. 本学会は、本学会が行う当該学位論文の審査および表彰に関しては、前項に規定する真意の確認が得られた場合あるいはその確認が自明の場合には、当該学位論文に関連する著作権等の知的財産権に関する事項について、当該推薦者と当該学位論文候補者の双方の責任において、当該学位論文の知的財産権に関連する者全員の間である特定の合意が既になされており、当該推薦、当該学位論文の審査および当該修了者の表彰等はその合意に抵触しないものと見做す。

(学位論文賞審査小委員会)

第7条 本学会学会賞に関する細則第2条に規定する学会賞選考委員会(以下、選考委員会)は、学位論文賞候補者の学位論文(以下、候補論文)ごとに、会員3名を委員とする学位論文賞審査小委員会(以下、小委員会)を編成し、これを掌握する。

2. 小委員会委員の少なくとも1名は選考委員会委員でなければならず、そのなかから当該小委員会の主査を指名する。

3. 当該候補論文にかかわる推薦者は、当該小委員会の委員とは成り得ない。

(選考)

第8条 小委員会委員は、決められた書式に基づいて、当該候補論文が表彰に値するか否かの審査を行う。

2. 主査は、前項の審査結果に基づき、必要に応じて他の委員と連絡、討議し、当該候補論文が学位賞の表彰に値するか否かの判定を行う。

3. 主査は、決められた書式に従い、当該候補論文の概要等と前項の判定理由を明確かつ簡潔にまとめ、選考委員会に提出する。

4. 選考委員会は、必要に応じて主査の説明を受け、前項の判定理由に基づいて、理事会に発議すべき学位論文賞受賞者原案について議決する。

(確定)

第9条 選考委員会は、第8条第4項の議決が得られた学位論文賞受賞者原案を理事会に発議し、その承認を得る。

2. 前項の承認によって、学位論文賞受賞者は確定する。

(表彰状)

第10条 学位論文賞受賞者には、表彰状を授与する。

(改正)

第 11 条 この規程は、理事会の議決を経て改正することが出来る。

(細則)

第 12 条 この規程の施行に必要な細目については、別に規則で定める。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行する。

(適用)

第 2 条 この規程は、平成 19 年度学会賞授賞から適用する。

(経過措置)

第 3 条 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年度および平成 20 年度の学位論文賞授賞のための選考は、平成 14 年度修了生にまで遡って対象とする。